



しんとうちゃんの「LINEスタンプ配信中」

お友だちに
なってくれば
うれしいな♪



しんとうむら 棣東村公式LINEアカウント



@shinto_vill

CONTENTS

村からのお知らせ	2~10・12
・第2回enjoy SHINTO 村づくり祭	
・新公民館「しんとぴあ」がオープンします	
保健相談センター	11
暮らしの情報	13
カレンダー	14
話題あれこれ	15
イベント情報	16
村長室からこんにちは	16

年末年始の業務

ごみの収集日



問い合わせ先 住民生活課 (☎0279-26-2494)

年末年始のごみ収集日などをお知らせします。

◆可燃ごみの収集日

1区～8区 12月29日(月)まで 1月5日(月)から
9区～21区 12月30日(火)まで 1月6日(火)から

◆不燃ごみの収集日

1区～8区 12月17日(水)まで 1月7日(水)から
9区～21区 12月24日(水)まで 1月14日(水)から

◆プラスチック類の収集日

1区～8区 12月24日(水)まで 1月14日(水)から
9区～21区 12月17日(水)まで 1月7日(水)から

◆渋川清掃センター (個人のごみ受入日)

12月26日(金)まで 1月5日(月)から

詳細は13ページをご確認ください。

◆再生資源ストックハウスの受入日

資源ごみの回収は資源ごみストックハウスをご利用ください。

受入時間

毎週土・日曜日の9時から正午まで
※令和8年1月3日(土)、1月4日(日)
はお休みです。

受入対象

ペットボトル、ビン類、段ボール、雑誌、
アルミ缶、スチール缶、古着など

公共施設など

年末年始の次の期間は
お休みです。なお、婚姻届、
死亡届などの受付は、役
場の夜間休日窓口で受け
付けています。

役場、楽集センター	12月27日(土)から1月4日(日)
しんとぴあ、南部コミュニティセンター	12月28日(日)から1月5日(月)
耳飾り館	12月27日(土)から1月5日(月)
しんとうふるさと公園、ふれあい館	12月29日(月)から1月3日(土)

漏水事故などが発生した場合の連絡先



問い合わせ先 上下水道課 (☎0279-26-2642)

年末年始に水道管の凍結などによる漏水事故などが起きた場合は右の村内指定工事店に連絡してください。

水道管はマイナス4℃で凍結してしまいます。

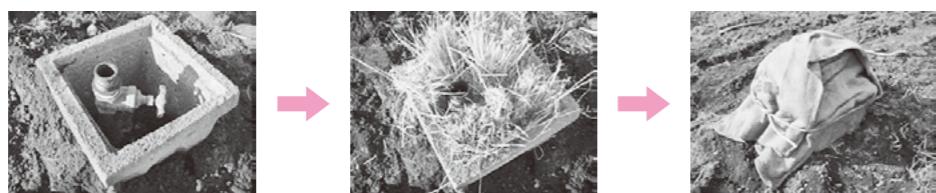
蛇口付近や水道メーター器などの外気にふれる部分は、保温材を巻くなど、凍結防止の対策をお願いします。

月 日	村内指定工事店名	連絡先
令和7年12月27日(土)	(株)清水水道	☎0279-54-5725
令和7年12月28日(日)	(株)清水水道	☎0279-54-5725
令和7年12月29日(月)	(有)小林水道工事店	☎0279-54-3045
令和7年12月30日(火)	(有)小林水道工事店	☎0279-54-3045
令和7年12月31日(水)	(有)小林水道工事店	☎0279-54-3045
令和8年1月1日(木)	浅見水道(株)	☎0279-54-4526
令和8年1月2日(金)	浅見水道(株)	☎0279-54-4526
令和8年1月3日(土)	浅見水道(株)	☎0279-54-4526
令和8年1月4日(日)	(株)清水水道	☎0279-54-5725

群馬用水給水弁の保護をお願いします

問い合わせ先 産業振興課 (☎0279-26-2559)

冬期は、凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。給水弁は、群馬用水組合員個人の管理物となりますので、ワラや布などをマスに詰めて凍結防止対策を行ってください。



村のワクワクがぎゅっと詰まった

第2回 enjoy SHINTO村づくり祭を開催しました！

午前・午後ともに雨の時間がありましたが、多くの方にお越しいただき賑わいました。
ご来場・ご出店の皆さま、ありがとうございました！

マルシェ部門

村内の各種団体が農産物、特産品の販売などを行い、村の魅力を存分に発信！企業、自衛隊などのブースも並び、子どもたちは大喜び。茨城県大洗町・神奈川県大井町も参加し、多彩な特産品に会場は盛り上がりいました。



榛東産のお米を使用したおにぎりを提供

Q. 感想を聞かせてください！

なめこ汁おいしかったです！これから甘いものを食べて、スポーツアリーナに移動してゆっくりします。



親戚同士で遊びに来てくれました！

Q. どんなふうに過ごしましたか？

お得感がありました。海苔、アップルパイ、干物、バナナとブロッコリーを買いました。無料の牛乳とヨーグルト、おにぎりもいただきました。



村外からお越しのご夫婦

ステージ部門

雨のため急遽会場をアリーナに変更し、ステージ部門の発表も実施することができました。

ヘリボンジャー
スペシャルステージの様子

スポレク部門

雨天により自治会対抗の村民モルック大会は中止となりましたが、しんとうスポーツアリーナにて誰でも気軽に楽しめるニュースポーツの体験会を実施しました。



Q. やってみてどうでしたか？

楽しかったです！

村外から来てくれたご家族みんなでニュースポーツに挑戦！

お楽しみ抽選会

恒例のお楽しみ抽選会は、今年も大盛況！会場には長蛇の列ができ、特賞の新米コシヒカリ30kgをはじめ豪華景品が次々と当選。特賞が当たった方にインタビューしてみました。



Q. 今のお気持ちは？

まさか当たると思わなかったので、間違っちゃったかと思いました。



Q. お米をどう食べますか？

今日、来られなかつた娘と孫にあげようと思います。

12月20日（土）13時に

新公民館「しんとぴあ」がオープンします！

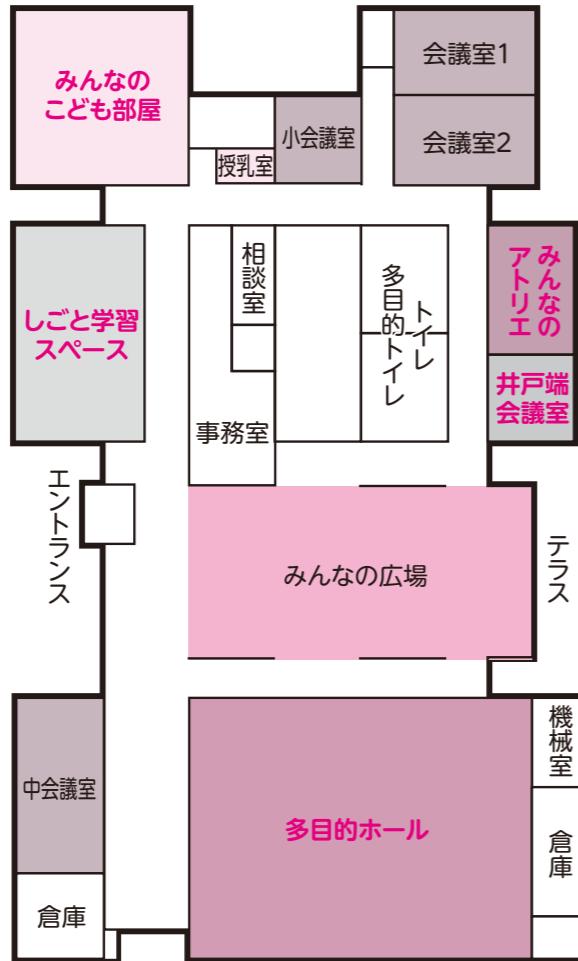
みんなのこども部屋

芝生をイメージした緑色のマットと、開放感のあるガラス窓で外にいるような感覚で遊ぶことができます。



しごと学習スペース

子どもから大人まで学習や仕事に集中することができます。



多目的ホール

大規模な催事にも利用でき、広々とした空間が特徴です。鏡も備えており、ダンスや講演会にも適しています。



- 開館時間／火曜～土曜日 9時から22時まで
日曜日、祝日 9時から17時まで
※しごと学習スペース、井戸端会議室は、21時まで
- ※みんなのこども部屋は、17時まで
- 休館日／月曜日（祝日にあたるときはその翌日）
12月28日から翌年1月4日まで

ありがとう。榛東村児童館

昭和58年開館以来、42年間にわたり、子育て支援の拠点として親しまれてきた榛東村児童館は、令和7年11月30日をもって閉館いたします。

長らく、ご利用いただき本当にありがとうございました。



みんなのアトリエ

流し台が設置されているため、絵画や工作などの創作活動に取り組むことができます。



井戸端会議室

予約不要なので、ちょっとした打合せに使うことができます。



しんとぴあ



地域の防災中枢機能施設として整備を進めてきた公民館がついに、「しんとぴあ」として開館します。

「しんとぴあ」は、災害時には防災拠点として地域を守り、平常時には学びや交流の場として、住民の皆さんのが安心して集える施設です。



◀2023年広報しんとう臨時号でも詳細を紹介しています。



Q&A で紹介！ 「しんとぴあ」名前の由来



どうして名前が「しんとぴあ」になったの？

公募後に、選考委員会で3候補に絞り込みを行い、村内小中学生による投票を実施しました。
投票結果から「しんとぴあ」に決まりました！



しんとう + ユートピア = 「しんとぴあ」

※「とぴあ」は、理想郷を意味する「ユートピア(utopia)」から取りました。

「しんとぴあ」という名前には、新公民館が榛東村に住むみんなにとって、夢や希望があふれる、楽しい場所になってほしいという願いが込められています。





政治家および後援団体などの寄附は禁止です

問い合わせ先 棚東村選挙管理委員会 (0279-26-2195)

年末年始はお歳暮やお年賀など、なにかと贈物をする機会の多いシーズンです。

そこで皆さんに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）」です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈物を求めるとも公職選挙法により禁止されています。

また、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附も禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守り、明るい選挙の実現にご協力ください。

○政治家および後援団体などの寄附禁止の対象例

- 1 お歳暮・お年賀など
 - 2 落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病気見舞いなど
 - 3 お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ
 - 4 結婚祝※、香典※、卒業祝、入学祝など
- ※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)



(総務省ホームページ)



詐欺電話の撃退に効果的です

通話の自動録音機などの購入費用を補助します

問い合わせ先 総務企画課 (0279-26-2195)

村では、高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、自動応答録音機能などのついた電話機や機器の購入費用を補助します。補助金額は、対象費用の2分の1で、最大5,000円です。

(設置や付属品などにかかった費用は対象外です)

対象者（全てに該当する人）

- ・村に住民登録があり居住している
- ・満70歳以上の者が属する世帯
- ・世帯員全員が村税を完納している

申請方法

- ・役場総務企画課にある申請書に記入し、申請してください。申請書は、村ホームページからダウンロードもできます。予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。



村ホームページ

対象機器（全てに該当する物）

- ・「通話が録音されます」などの警告メッセージが流れる
- ・通話内容が自動で録音できる
- ・自宅に設置する

申請に必要なもの

- ・メーカー、品名、品番、日付の記載された領収書の写し
- ・購入した電話機などの機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書など）の写し
- ・申請書
- ・通帳
- ・同意書



令和8年度 棚東村会計年度任用職員を募集します

問い合わせ先 総務企画課 (0279-26-2195)

問い合わせ先 教育委員会事務局 (0279-26-2762)

令和8年4月1日から役場または村の施設に勤務する会計年度任用職員を募集します。

任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

申込について

令和7年12月8日（月）から令和8年1月16日（金）までに以下の書類を総務企画課まで提出してください。（土日、祝日および令和7年12月28日から令和8年1月3日は除く）

①	会計年度任用職員採用申込書	棚東村役場 2階 総務企画課窓口で配布しています。また、村ホームページからも取得可能です。
②	資格を証明する書類の写し（資格を要する職種の場合のみ）	提出された申込書は返却しません。



村ホームページ

提出先

棚東村役場 2階 総務企画課

郵送の場合は以下の宛名に送付してください。

〒370-3593 北群馬郡棚東村大字新井790-1 棚東村総務企画課人事職員係 行

選考方法

書類審査（個人面接は必要に応じて実施します）

募集内容・勤務条件など

募集内容をご確認ください。

社会保険など	社会保険の適用については、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法および雇用保険法の定めるところによります。
手当	通勤手当、時間外勤務手当および期末手当・勤勉手当（勤務条件に応じる）の支給があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇など
その他	予算および職員の配置状況により、募集内容が申込書受付期間後、変更になる場合があります。

村長部局

職種	勤務場所	勤務内容	勤務形態		勤務時間	報酬	資格など
			月10日程度	8:45～17:15			
施設管理	ふるさと公園	公園の管理	月10日程度	8:45～17:15	7時間30分	時間額	1,203円～

教育委員会部局

職種	勤務場所	勤務内容	勤務形態		勤務時間	報酬	資格など
			週5日	8:30～22:00			
栄養士	学校給食センター	学校給食の栄養管理補助	週5日	7:45～16:15	7時間30分	月額	192,774円～
施設管理	社会体育施設等 管理事務所	夜間などの施設管理	週5日	8:30～22:00	6時間	時間額	1,203円～



勤労者住宅建設資金利子補給制度のご案内

問い合わせ先 産業振興課 (☎0279-26-2559)

勤労者(所得税法に規定する給与所得者)が、金融機関などから建設資金を借りて、令和7年1月から同年12月までの間に、榛東村内に専用住宅を新築または購入(新築に限る)した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができます。

利子補給を希望する方は、必要書類を添えて申請してください。

申請の要件

次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- ① 榛東村に専用住宅を新築(新築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。)したものであり、当該勤労者の生活の本拠となること。
- ② 床面積の総数が「150m²以下」の専用住宅(附属設備を含む。)であること。
- ③ 当該勤労者が、所得税法に規定する給与所得者であること。

利子補給額算出例】

<借入額(2年目以降は当該年末借入残高)が1,000万円の場合>

$$\text{利子補給年額} = 300\text{万円} (\text{利子補給対象限度額}) \times 1\% = 3\text{万円}$$

<借入額(2年目以降は当該年末借入残高)が280万円の場合>

$$\text{利子補給年額} = 280\text{万円} \times 1\% = 2\text{万8千円}$$

申請期間および受付

受付期間: 令和8年1月5日(月)から令和8年2月2日(月)まで

受付時間: 8時30分から17時15分まで ※役場閉庁日は除く

提出先: 産業振興課 郵送での申請も可能です。(期間内での消印有効)

特別な理由により、受付期間内での申請ができない際には事前にご相談ください。

1年目の提出書類

書類名	備考(書類交付先など)
利子補給金交付申請書	村指定の様式
住宅新築調書	村指定の様式
口座振替申出書	村指定の様式
建物平面図の写し	不動産業者または工務店など
売買契約書の写しまたは請負契約書の写し	不動産業者または工務店など
建築基準法の規定に係る検査済証などの写し	建築主事(不動産業者または工務店など)
源泉徴収票の写し	申請者の勤務先
住民票 ※申請時に榛東村が住所登録地の場合は不要	住所登録地の役所・役場
融資証明書(金融機関印要)または残高証明書の写し	借入金融機関

※「写し」での提出を要す書類は、あらかじめコピーのうえ、ご提出ください。

申請書様式

産業振興課窓口および税務会計課職員による家屋調査時に配布しているほか、

村のホームページからもダウンロードできます。

(右記二次元コードからダウンロードページにアクセスできます)

(村ホームページ
ダウンロードは
こちらから)



2・3年目の提出書類(2・3年目の方には、11月中に案内を通知しました)

- ① 融資機関が証明発行した利子支払証明書(金融機関印要)または残高証明書の写し
- ② 勤務先が発行した「源泉徴収票」の写し



令和8年度償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく!

問い合わせ先 税務会計課 (☎0279-26-2419)

土地、家屋以外の事業用資産のことを「償却資産」といい、所得税または法人税の申告において、減価償却額または減価償却費が損金または必要経費に算入されるものは、固定資産税の課税対象となります。対象の資産を所有する方は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を同月末日(1月末日が閉庁日の場合、次の開庁日)までに資産が所在する自治体に申告する必要があります。

ただし、次のような資産は、申告の対象外となります。

- ・自動車税または軽自動車税の対象となる車両(トラック、トラクターなど)
- ・無形償却資産(特許権、コンピューターソフトなど)
- ・耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの
- ・取得価格が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

など

主な償却資産の例

資産の種類	資産の例
第1種 構築物	ビニールハウス、フェンス、門、舗装路面、広告塔、橋、貯水池、煙突など(家屋として固定資産税の対象となっているものは除く)
第2種 機械および装置	電気機械、建設機械、印刷機械、太陽光発電設備(以下詳細)など
第3種 船舶	ボート、貨物船、客船など
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車両および運搬具	構内運搬具、農業用車両、台車など(自動車税または軽自動車税の対象となっているものは除く)
第6種 工具、器具および備品	机、イス、ロッカー、金庫、陳列ケース、測定工具、農業用機械設備など

太陽光発電設備の申告について

太陽光発電設備は一部を除き償却資産(固定資産税)に該当しますので、申告が必要となります。例年、申告漏れが見受けられますので、お忘れのないようご注意ください。

○太陽光設備における資産例

- ・太陽光パネル(家屋の一体の建材(屋根材など)として設置されているものを除く)
- ・架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計器など

○申告の対象となる設備について

個人の場合…発電出力10kw以上の設備が申告対象です。
個人事業主・法人の場合…事業用資産として設置した設備は発電出力に関わらず全て申告の対象です。

申告方法・提出期間

償却資産申告書などを作成のうえ、令和8年1月5日(月)から2月2日(月)までに、税務会計課資産税係宛てご提出ください。税務会計課税務窓口へ提出する場合は、平日(開庁日)の8時30分から17時15分まで(12時から13時までは除く)の間にお持ちください。

なお、令和8年1月1日現在の資産の所有状況を申告していただくため、令和7年12月中の申告は受け付けられません。

※令和7年度以前に申告されている方には、12月中に申告書などを郵送します。また、令和8年度から初めて申告される方で、お手元に申告書などがない方には郵送いたしますので、ご連絡ください。

令和8年 棍東村二十歳のお祝いを開催します

問い合わせ先 南部コミュニティセンター（☎0279-54-0488）

村では「二十歳のお祝い」を次のとおり開催します。晴れて二十歳の節目の年を迎える皆様の参加をお待ちしています。

日 時

令和8年1月11日(日) 10時から

場 所

しんとぴあ(榛東村大字新井152番地)

対 象

平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた村内在住者または出身者

出席方法

事前申込は不要です。

当日9時45分までにご来場ください。



村長室からこんにちは

最終処分場の民間委託で約4億円の負担金減へ

村民の皆様が、ごみステーションに出しているごみの処分は、渋川市、榛東村、吉岡町で構成する渋川地区広域市町村圏振興整備組合(以下「組合」)で共同処理を行っています。組合は、この度、吉岡町内に計画していました一般廃棄物の最終処分場の建設を取りやめ、民間処分場への委託に切り替えることを決定しました。

最終処分場の用地は、平成20年の協定により、①渋川市②吉岡町③渋川市④榛東村の順番で選定することが決まっています。現在の最終処分場は、渋川市の工コ小野上処分場で、次は吉岡町の順番となり、吉岡町内で最終処分場の建設事業を進めてきました。しかし、今後の事業や維持管理等を考えますと各市町村の財政負担が大きくなることは必須で、私も頭を抱えていました。

このような中、県内に自治体の一般廃棄物の焼却灰等を受け入れる民間処分場が建設されることが判明し、調査研究をしたところ、最終処分場を新たに建設し、15年間の埋め立てをした場合と

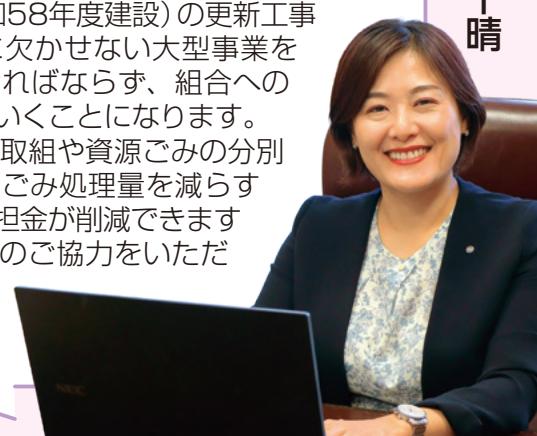
民間に委託した場合の費用を比較した結果、民間委託のほうが約29億円低額でした。そこで、管理者(渋川市長)・副管理者(吉岡町長と私)で協議をし、民間委託へ舵を切ることに決定しました。これにより、村が組合に支払う負担金も15年間で約4億円削減できます。

しかしながら、今後も組合では老朽化する清掃センター(平成4年度建設)の長寿命化工事や、し尿処理施設(昭和58年度建設)の更新工事など住民の生活に欠かせない大型事業を実施していくかなければならず、組合への負担金も増加していくことになります。

ごみの減量化の取組や資源ごみの分別の徹底などによりごみ処理量を減らすことで組合への負担金が削減できますので、村民皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。

榛東村長

南千晴



広報しんとう 令和7(2025)年12月号 No.659

発行：榛東村 編集：総務企画課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <https://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(10月末日現在)

総人口 14,484人 (-16)

男 7,400人 (-10)

女 7,084人 (- 6)

世帯数 6,283戸 (-12)

※ ()は対前月

